

防府市地域クラブ管理事務局設置要綱

令和5年4月1日制定

(設置)

第1条 中学生にとって望ましい持続可能な部活動に向け、防府市地域クラブ管理事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

(目的)

第2条 事務局は、学校部活動を地域クラブ活動へ円滑に移行するため、地域クラブの支援と管理を目的とする。

(所管事務)

第3条 事務局は、前条の目的を達成するため、次号に定める業務を行う。

- (1) 防府市部活動改革推進協議会の運営業務
- (2) 防府市地域クラブ人材バンクの運営業務
- (3) 防府市内施設管理者との施設利用にかかる業務
- (4) 防府市地域クラブ人材バンクの登録指導者に対する安全教育等の研修業務
- (5) その他地域クラブ活動の運営に対し必要となる業務

(組織及び役員)

第4条 事務局は、地域部活動コーディネーター、地域部活動推進員、地域部活動補助員をもって組織する。

2 事務局には、事務局長、事務局次長を置く。

- (1) 事務局長は、地域部活動コーディネーターをもって充てる。
- (2) 事務局次長は、地域部活動推進員のうちから事務局長が指名する。

(役員 の 職務)

第5条 事務局長は、事務局を代表し、地域クラブ活動の事業の統括をする。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときにその職務を代理する。

(地域部活動コーディネーター)

第6条 地域部活動コーディネーターは次の各号の業務を行う。

- (1) 地域クラブ活動移行に係る事業の統括
- (2) 防府市地域クラブ人材バンクの統括
- (3) スポーツ・文化芸術団体との交渉・調整
- (4) 学校運営協議会等との交渉・調整
- (5) 学校等の施設管理者との使用調整
- (6) 防府市部活動改革協議会の運営
- (7) その他、地域クラブ部活動を円滑に運営するために必要な業務

(地域部活動推進員)

第7条 地域部活動推進員は次の各号の業務を行う。

- (1) 地域部活動コーディネーターの補佐
- (2) 防府市地域クラブ人材バンクの運営
- (3) スポーツ・文化芸術団体への交渉・調整
- (4) 学校等の施設管理者との使用調整

(5) 地域部活動改革協議会の運営補助

(6) 地域クラブの運営補助

(7) その他、地域クラブ部活動を円滑に運営するために必要な業務

(地域部活動補助員)

第7条 地域部活動補助員は地域部活動コーディネーター及び地域部活動推進員の補助を行うほか、次の各号の業務を行う。

(1) 地域クラブ管理事務局の庶務に係る業務

(2) その他、地域クラブ活動を円滑に運営するために必要な業務

(事務局)

第8条 事務局を防府市教育部学校教育課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事務局に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。